

徳島市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年3月31日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

令和 4 年度
行政監査結果報告書

「災害用備蓄品の管理状況について」

徳島市監査事務局

目次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の対象及び範囲	1
第 6	監査の着眼点	1
第 7	監査の方法	2
第 8	監査の結果	3
1	市の備蓄品に関係する計画や方針について	3
2	備蓄品の整備状況について	4
3	備蓄品の管理状況について（現地調査）	12
4	備蓄場所の耐震化について	13
5	福祉避難所の備蓄について	13
6	災害対応を担う市職員を対象とした備蓄について	13
7	市立の教育・保育施設における児童・生徒・教職員等を対象とした備蓄について	13
8	避難所における備蓄品の配布権限について	14
9	市民への備蓄の啓発及び緊急時の情報発信について	14
10	物資調達・輸送調整等支援システムについて	15
第 9	監査意見（むすび）	15

資料

- （資料 1）指定避難所及び主な備蓄品等
- （資料 2）現地調査結果の詳細

第 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政事務の執行が経済性・効率性及び有効性の視点から適正に行われているかなどについて監査を実施するもの。

第 2 監査のテーマ

「災害用備蓄品の管理状況について」

第 3 監査の目的

政府の地震調査委員会によると、南海トラフ沿いの地域において、今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80%とされており、このような大規模地震による建物倒壊、火災、津波等の大規模災害の発生は、切迫性を増している。

また、近年、全国各地で地震や集中豪雨等の自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、大規模災害等が発生した場合に備えて、食料及び生活必需品等の緊急物資を確保しておくことは、重要である。

そこで、今後の防災に係る事務の執行及び防災力の強化に有効となるよう、徳島市地域防災計画に基づく公的災害用備蓄品（食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材。以下「備蓄品」という。）の整備状況や、保管場所における管理状況について調査し、検証を行うもの。

第 4 監査の期間

令和 4 年 9 月 26 日から令和 5 年 3 月 27 日まで

第 5 監査の対象及び範囲

1 対象部局

危機管理局防災対策課及び関係課（総務部職員厚生課、健康福祉部健康福祉政策課、子ども未来部子ども保育課、教育委員会総務課、教育委員会学校教育課、徳島市立高等学校事務局）

2 対象範囲

令和 4 年 9 月 30 日現在の備蓄品の管理に関する事務。

なお、必要に応じて、その他関連事務事業についても監査対象とする。

第 6 監査の着眼点

1 備蓄品は、徳島市地域防災計画に基づき適切に整備されているか。

- (1) 備蓄品目、備蓄数量は適切か。
- (2) 高齢者、障害者、女性、乳幼児等に配慮された備蓄品、アレルギー対応食品は整備されているか。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な備蓄品は整備されているか。
- (4) 災害対応を担う職員を対象とした備蓄品は整備されているか。
- (5) 市立の教育・保育施設における児童・生徒・教職員等を対象とした備蓄品は整備されているか。

2 備蓄品は適切に維持管理されているか。

- (1) 備蓄品のリストは備えているか。
- (2) 災害時に使用可能かどうか等、備蓄品の点検を実施しているか。
- (3) 備蓄場所とわかる表示や施錠はされているか。
- (4) 災害時に搬出しやすいよう備蓄場所は整理されているか。
- (5) 備蓄場所は、耐震基準を満たしているか。

3 物資調達・輸送調整等支援システムの活用はなされているか。

第7 監査の方法

徳島市監査基準に準拠し、次のとおり書類審査及び現地調査を実施した。

1 書類審査

危機管理局防災対策課及び関係課に対し、着眼点に基づいて作成した行政監査調書（調査票）の提出を求め、書類審査を実施した。また、関係書類の追加提出や関係職員から事情を聴取した。

2 現地調査

書類審査を踏まえ、避難所として指定されている市有施設から、次の6か所の施設を抽出し、令和5年1月17日及び1月18日に現地調査を行った。

施設名	選定理由
内町コミュニティセンター	・備蓄品の管理方法にリスクがある。（保管場所に施錠がなされていない。）
渭東コミュニティセンター	・備蓄品の管理方法にリスクがある。（保管場所に施錠がなされていない。）
福島小学校	・特別な備蓄品（災害用医療資機材）がある。 ・津波浸水想定区域、洪水・高潮浸水想定区域に含まれる施設である。
津田小学校	・特別な備蓄品（災害用医療資機材）がある。 ・津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に含まれる施設である。
徳島市立高等学校	・避難者収容人数が多い。（1,336人） ・特別な備蓄品（災害用医療資機材、災害用歯科用医療用具）がある。
ふれあい健康館	・特別な備蓄品（災害用医療資機材、災害用歯科用医療用具、乳児用ミルク等）がある。

第8 監査の結果

1 市の備蓄品に関係する計画や方針について

(1) 南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（平成29年10月改訂。以下「県備蓄方針」という。）

県備蓄方針は、徳島県と県内市町村とで構成する「徳島県災害時相互応援連絡協議会」において、県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めたものであり、①命に直結する「水・食料」を中心に整備する、②「5か年」で着実に整備する、③国や関西広域連合等からの支援物資が届くまでの「1日2食3日分」の備蓄を確保する、ことを公的備蓄の3つの柱としている。

備蓄物資の対象者は、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第2次）」及び「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」における「家屋の全壊、消失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」を対象者と想定し、その数を徳島県で約219,000人（徳島市の対象者は93,300人）としている。

物資確保のイメージとしては、発災後1日目は住民が避難所に備蓄を持参するものとし、2日目は市町村の備蓄、3日目は県の備蓄、4日目以降は、国等から広域的支援物資や県等の調達する流通備蓄を充てることとしている。アレルギー対応の食料、粉ミルクについては、3日分の現物備蓄を県が確保することとしている。

本市は、発災直後2日目の「水・食料」（アレルギー対応の食料・粉ミルクを除く。）の備蓄を確保するほか、生活必需品や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める必要がある。

○イメージ図

1日目	2日目	3日目	4日目～7日目
住民持参分	市町村備蓄	県備蓄 (流通備蓄)	県等の調達 (流通備蓄)
家庭・地域の 備蓄	(現物備蓄等)	現物備蓄 (目標の10%)	国等からの 広域的支援物資
県備蓄	アレルギー対応食料・粉ミルク (3日分の現物備蓄)		

(2) 徳島市地域防災計画における備蓄の基本的方針

徳島市地域防災計画（令和4年2月。以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、徳島市域に係る災害対策等に関し必要な事項を定めたものである。地域防災計画では、大規模災害時、市民生活を維持し、また、応急対策活動を円滑に行うため、飲料水、食料、生活必需品、防災資機材等を平常時から適切な箇所に適切な量を確保しておく事が不可欠として、次のとおり、備蓄等の必要事項について定めている。

ア 備蓄の基本的方針

① 市民の備蓄の徹底

市民には最低7日分以上の飲料水、食料の備蓄及び非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）等を必ず準備するよう周知徹底を図る。

② 分散備蓄の実施

災害時に被災者に対する応急対応が円滑かつ効率的に行えるよう、地理的、交通的な事情等を勘案し、指定避難所（※）の適切な場所に適切な量を分散して備蓄する。

※指定避難所：災害対策基本法第49条の7に基づき市町村長が指定する避難所。本市では、令和4年9月30日現在、市内の91か所の施設（コミュニティセンター等27か所、市立小・中・高校46か所、県有施設等18か所。収容人数合計37,067人）を指定避難所としている。（巻末資料1）

③ 流通備蓄の推進

一定量又は一定品目以上の備蓄については、保存年数、季節性等を考慮し、可能な限り関係業者との調達協定による流通備蓄を推進する。

④ 避難生活の長期化を想定した備蓄品目等の整備

避難生活が長期化した場合の市民ニーズの変化等を考慮し、品目の選定や必要数量の把握等を行うとともに、計画的にその整備を進める。

⑤ 避難行動要支援者に対する配慮

生活必需品等の備蓄に当たっては、その必要品目等について高齢者、障害者等の避難行動要支援者の対応に十分配慮するものとする。

イ 食料の備蓄

食料供給対象者は、①避難所に避難した者、②住家に被害を受け炊飯ができない者、③救助作業、急迫した災害の防止作業及び応急復旧作業に従事する者、等のうちから被害状況及び被災者の状況等を考慮し、市長が決定するとしている。また、食料の備蓄品目は、保存食（パン及びアルファ化米：5年保存可能）とし、目標備蓄量は、県備蓄方針に基づき、185,000食とすると定めている。

2 備蓄品の整備状況について

令和4年9月30日現在の市の備蓄品の整備状況については、次のとおりとなっている。

(1) 食料及び飲料水

品 目	備蓄数量 (現物備蓄)	備蓄場所ごとの内訳				
		指定避難所			ふれあい 健康館	その他
		コミュニ ティ センター等	市 立 小・中・高	県 有 施設等		
食料 計	117,300 食	6,200	67,300	38,800	0	5,000
パン	39,100 食	1,600	22,750	13,050	0	1,700
アルファ化米	78,200 食	4,600	44,550	25,750	0	3,300
飲料水	117,144 本	5,640	67,656	38,520	0	5,328
乳児用ミルク 計	95,301 g	0	0	0	95,301	0
粉ミルク	63,600 g	0	0	0	63,600	0
液体ミルク	7,776 g	0	0	0	7,776	0
粉ミルク (アレルギー対応)	23,925 g	0	0	0	23,925	0

ア 備蓄品目

食料については、地域防災計画で定められているパンとアルファ化米が備蓄されている。食料、飲料水は長期（5年）保存が可能なものとなっており、備蓄品目の選定基準等は次のとおりとなっている。

品 目	選定基準等
パン	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（5年）保存が可能 ・個包装
アルファ化米 (五目ごはん)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（5年）保存が可能 ・個包装
アルファ化米 (わかめごはん、梅がゆ)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（5年）保存が可能 ・個包装 ・アレルギー特定原材料28品目を含まないもの
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・長期（5年）保存が可能 ・500ml ペットボトル
乳児用ミルク	<ul style="list-style-type: none"> ・12か月以上の賞味期限 ・適用年齢：新生児期（0ヵ月）から ・液体ミルクを含む
乳児用ミルク (アレルギー対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・12か月以上の賞味期限 ・適用年齢：新生児期（0ヵ月）から ・ミルクアレルギー対応

イ 備蓄数量

食料の備蓄数量は、パン及びアルファ化米の数量を合計すると、117,300食である。

本市では、117,000食を現物備蓄として備蓄することとしており、そ

の算定根拠は、平成 23 年の東日本大震災の仙台市での被害実績（避難所避難者数は、最大で人口の約 10%にあたる 105,947 人）を基に、本市の人口が仙台市の 1/4 の規模であることから、本市の 1 日当たり最大避難者数を推計 26,000 人とし、 $26,000 \text{ 人} \times 3 \text{ 食/日} \times 3 \text{ 日} = 234,000 \text{ 食}$ を備蓄として必要と算定し、234,000 食のうちの 1/2 の 117,000 食については現物備蓄、残り 1/2 の 117,000 食を流通備蓄で対応するとしている。なお、地域防災計画における食料の目標備蓄量 185,000 食に対し、不足する 67,700 食についても、事業者等との協定により、目標を上回る約 50 万食の流通備蓄を確保しているとのことである。

また、飲料水については、1 食につき飲料水（500ml）を 1 本とし、 $26,000 \text{ 人} \times 1 \text{ 本/食} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日} = 234,000 \text{ 本}$ が必要と算定しており、 $234,000 \text{ 本} \times 1/2 = 117,000 \text{ 本}$ を現物で備蓄し、残り 1/2 の 117,000 本を流通備蓄で対応するとしている。

乳児用ミルクについては、県備蓄方針によると、各市町村で 1 日分を確保することとなっているが、本市は、独自で 2 日分を備蓄することとしている。2 日分の必要量は、0 歳児人口 1,766 人（令和 3 年 10 月）、市の人口における最大避難者数の割合 $99,300 \text{ 人} / 264,548 \text{ 人}$ 、乳児用粉ミルクの 1 日必要量 135g、人工乳比率を 50%として、 $1,766 \text{ 人} \times 99,300 \text{ 人} / 264,548 \text{ 人} \times 135\text{g} \times 50\% \times 2 \text{ 日} \approx 89,489\text{g}$ となるが、現在の備蓄は、アレルギー対応乳児用ミルクもあわせ 95,301g であり、算定を上回っている。

ウ 備蓄場所

パン、アルファ化米、飲料水は、主に各指定避難所に分散して整備されている。乳児用ミルクは、ふれあい健康館に集中備蓄されている。

エ 高齢者、障害者、女性、乳幼児等への配慮

アルファ化米の種類は、「五目ごはん」、「わかめごはん」に加え、幼児や高齢者向けの「梅がゆ」が備蓄されている。「わかめごはん」と「梅がゆ」は、特定原材料等（アレルギー物質）28 品目不使用のものとなっている。

乳児用ミルクは、粉ミルクだけでなく、令和 4 年度から液体ミルクも備蓄に加えられている。液体ミルクは、温める必要がなく哺乳瓶に注いで常温のまま使用できるものとなっている。アレルギー対応の粉ミルクも備蓄されている。

オ 備蓄品の有効活用

賞味期限が迫っているパン、アルファ化米、飲料水については、フードバンク等へ提供するほか、防災訓練や防災イベントで啓発用品として使用するなどにより、有効利用を図っている。

(2) 生活必需品等

品目	備蓄数量 (現物備蓄)	備蓄場所ごとの内訳					
		指定避難所			ふれあい 健康館	旧西富田 公民館	その他
		コミュニティ センター等	市立 小・中・高	県有 施設等			
毛布	52,000 枚	1,423	35,890	0	0	10,400	4,287
災害用簡易トイレ	2,295 基	405	1,380	510	0	0	0
簡易トイレ用 ビニル袋	24,300 枚	5,400	13,800	5,100	0	0	0
簡易トイレ用 テント	2,070 張	405	1,155	510	0	0	0
哺乳瓶	530 本	0	0	0	530	0	0
哺乳瓶洗浄ブ ラシ	530 本	0	0	0	530	0	0
哺乳瓶洗浄剤	196 箱	0	0	0	196	0	0
哺乳瓶洗浄容器	117 個	0	0	0	117	0	0
歯ブラシ	37,067 本	4,230	18,488	14,349	0	0	0
衛生用品一式	91 か 所	27	46	18	0	0	0
パーテーション テント	2,119 張	336	1,391	320	0	0	72
アルミマット	4,580 枚	780	2,960	680	0	0	160
感染症対策物品 ボックス	91 か 所	27	46	18	0	0	0

ア 備蓄品目

生活必需品については、毛布、簡易トイレをはじめとする品目が整備されている。

イ 備蓄数量

毛布は、最大避難者数を 26,000 人とし、1 人につき毛布 2 枚、26,000 人×2 枚=52,000 枚を備蓄している。

災害用簡易トイレについては、「災害時におけるトイレの確保・管理計画」により、備蓄数量を算定しており、コミュニティセンター等の指定避難所 27 か所に 15 基ずつ、小・中・高校及び県有施設等の指定避難所 63 か所に 30 基ずつ、合計で、27 か所×15 基+63 か所×30 基=2,295

基を整備している。

ウ 備蓄場所

毛布については、主にコミュニティセンターや学校に備蓄し、残りは、旧西富田公民館や倉庫など市の施設に集中備蓄されている。

乳児用ミルクに使用する哺乳瓶等は、ふれあい健康館に集中備蓄されている。

その他歯ブラシ等の生活必需品は、概ね各指定避難所に分散備蓄されている。

エ 高齢者、障害者、女性、乳幼児等及び新型コロナウイルス感染症拡大防止への配慮

乳児向けに、哺乳瓶、洗浄ブラシ、洗浄剤、洗浄容器が整備されている。また、衛生用品一式が各指定避難所に整備される等、高齢者、女性、乳幼児へ配慮した物品が整備されている。

また、令和2年度末から、パーティションテント及び感染症対策物品ボックスが各指定避難所に整備されており、新型コロナウイルス感染症への対策もなされている。

なお、衛生用品一式及び感染症対策物品ボックスの品目は次のとおりである。

【衛生用品一式 品目】

品 目	施設ごとの数量
大人用おむつ（M～L）18枚入り	1袋
子ども用おむつ（M）58枚入り	2袋
生理用品（15個入り）	4袋
粉なしニトリル極薄手袋（200枚入り）M	1箱
粉なしニトリル極薄手袋（200枚入り）L	1箱
使い捨てマスク（50枚入り）大人用	2箱
使い捨てマスク（50枚入り）子供用	2箱
業務用タオル	20枚

【感染症対策物品ボックス 品目等】

品名	施設ごとの数量		備考
	コミュニティーセンター等	市立小中高 県有施設等	
非接触型体温計	2 個	3 個	
マスク(大人用)	400 枚	500 枚	
マスク(小人用)	100 枚	100 枚	
ビニール手袋	600 枚	800 枚	
シューカバー	100 枚	200 枚	
フェイスシールド	30 個	60 個	
感染防護衣	30 着	60 着	
アルコール手指消毒液	2 本	3 本	
次亜塩素酸ナトリウム液	1 本	2 本	避難所開設前に配布
業務用タオル	20 枚	20 枚	
ペーパータオル 50 枚入り	3 パック	3 パック	
ゴミ袋(45ℓ) 120 枚入り	1 箱	1 箱	
ゴミ袋(20ℓ) 120 枚入り	1 箱	1 箱	
ワンタッチパーテーション	各避難所の収容人数に応じて配布		
養生テープ	5 巻	5 巻	
様式1「受付時健康状態チェックシート」	各避難所の収容人数に応じて配布		
様式2「健康状態チェック表(1週間)」	各避難所の収容人数に応じて配布		
事務用品等一式	1 式	1 式	

(3) 防災資機材

品目	備蓄数量 (現物備蓄)	備蓄場所ごとの内訳			
		指定避難所			その他
		コミュニティ センター等	市立 小・中・高	県有 施設等	
資機材一式	92 か所	27	46	17	2
事務用品一式	91 か所	27	46	17	1
避難所開設キット	91 か所	27	46	17	1
特設公衆電話	86 台	27	46	13	0
衛星電話	28 基	4	20	0	4
防災行政無線機	79 局	7	45	9	18
MCA 無線機	35 局	23	0	0	12
災害用医療資機材	18 か所	0	16	0	2
災害用歯科医療資機材	9 か所	0	8	0	1

ア 備蓄品目

発電機や投光器等の避難所運営に必要な防災資機材や災害時の通信手段として衛星電話や無線機が整備されている。防災資機材一式の詳しい品目は次のとおりとなっている。

なお、令和3年度末から避難所開設キットが各指定避難所に整備されている（写真①）。このキットは、避難所開設までの手順を記した「ミッションシート」と開設に必要な資機材を保管箱の中に収納しワンパッケージ化することにより、避難所に「参集した誰もが」「躊躇なく」「実働することができる」避難所開設・運営ツールで、市の避難所運営に沿った内容で独自作成したものである。

【資機材の一覧】

品 目	施 設 ご と の 数 量			
	コミュニティ センター等	市 立		県 有 施設等
		小 学 校 高 校	中 学 校	
発電機	1 台	2 台	3 台	3 台
投光器	—	3 台	3 台	3 台
サークルライト	1 台	2 台	3 台	3 台
三脚スタンド	1 台	5 脚	6 脚	6 脚
コードリール	1 個	3 台	6 台	6 台
ガソリン缶詰 (1ℓ)	12 缶	16 缶	24 缶	12 缶
ガソリン缶詰等収納庫 (キャビネット)	—	1 台	1 台	—
ガソリン携行缶	1 個	3 缶	3 缶	3 缶
水中ポンプ	—	3 台	3 台	1 台
手動式灯油ポンプ	—	3 個	3 個	3 個
カセットコンロ	2 台	3 台	3 台	3 台
ブルーシート	—	75 枚	75 枚	30 枚
アルミマット	—	60 枚	60 枚	100 枚
サバイバルシート	—	50 個	50 個	50 個
飲料用ポリタンク (20ℓ)	—	10 個	10 個	—
台車	—	1 台	1 台	1 台
トランジスタメガホン	—	3 台	3 台	—
トランシーバー	—	3 台	3 台	—
充電器マルチチャージャー	1 台	1 台	1 台	—
パトロールベスト	—	15 着	15 着	—
障害者用ビブス	4 枚	4 枚	4 枚	4 枚
ヘルプマーク・耳マーク	—	20 個	20 個	20 個
ダイナモトーチライト	1 台	—	—	—
ダイナモラジオライト	1 台	—	—	—
じょうご	—	—	—	1 個

写真①【避難所開設キット】



イ 備蓄数量

資機材一式、事務用品一式、避難所開設キットは、指定避難所を中心に1式ずつ整備している。

ウ 備蓄場所

避難所運営に必要な資機材一式、事務用品一式、避難所開設キット、電話、無線機は指定避難所等に分散備蓄・整備されている。その他、災害用医療資機材や災害用歯科医療資機材は、応急救護所設置予定となる市立の小・中学校、高校を中心に整備されている。

エ 高齢者、障害者、女性、乳幼児等への配慮

コミュニティセンター等には、障害者用ビブス、市立小・中学校・高校には、障害者用ビブス、ヘルプマーク・耳マークが整備されている。

3 備蓄品の管理状況について（現地調査）

現地調査を行った6か所の施設について、次のとおり、留意すべき点や改善すべき点が認められた。

- ・ 備蓄場所とわかる表示がなかった。
- ・ 備蓄品の配置図が備えられていなかった。
- ・ 使用期限が切れている備蓄品があった。
- ・ 学校備品や自主防災組織の備品が同じ場所に保管されており、備蓄品かどうかの判別が難しいものがあった。
- ・ 定期的に備蓄品の点検がなされていなかった。
- ・ 備蓄品のリストが一部更新されていなかった。

【主な調査事項と調査結果】

（詳細は巻末資料2）

主な調査事項	内町 コミセン	渭東 コミセン	福島 小学校	津田 小学校	市立 高校	ふれあい 健康館
備蓄場所とわかる表示があるか。	○	×	×	○	○	×
備蓄場所の施錠はされているか。	○	×	○	○	○	○
備蓄物資は定期的に点検しているか。	×	×	○	○	○	○
備蓄品のリストは備えているか。	○	○	○	○	○	×
備蓄場所は整理されているか。	×	×	×	○	○	○

4 備蓄場所の耐震化について

備蓄品を主に保管している 91 か所の指定避難所については、昭和 56 年以降の新耐震基準に適合するもの又は耐震改修を実施したものとなっている。

5 福祉避難所の備蓄について

福祉避難所は、災害時において、一般の避難所での生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする人（要配慮者）を受け入れるために開設される避難所である。

本市では、高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等の管理者と協定を締結することにより福祉避難所の整備を進めるとともに、地域防災計画及び「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、協定締結法人と連携して、災害時に必要な物資・機材の備蓄を図っている。

令和 4 年 9 月 30 日現在で、福祉避難所として市と協定を締結しているのは、特別養護老人ホーム等の福祉施設やホテルなど 41 施設であり、そのうち市が整備した資機材を配備しているのは 36 施設である。未配備分の資機材については、旧徳島市社会福祉センター分館の倉庫に集中備蓄している。

なお、食料、飲料水を含む物資が緊急的に必要となる場合は、市の承諾を得て、協定締結法人が直接販売店等から物資を購入することができることとしている。

【福祉避難所開設のための備蓄品一覧】

品名	整備数量	福祉避難所	旧徳島市社会福祉センター分館
		社会福祉施設等 (36 施設)	
非常用簡易トイレ	82 基	68	14
トイレ用消耗品セット	82 セット	68	14
テント型パーテーション	492 台	368	124
トイレ用テント※配備中	82 張	10	72

6 災害対応を担う市職員を対象とした備蓄について

「徳島市業務継続計画」によると、非常時に備えた職員の飲料水、食料の確保に関し、全庁的な対策はまだ十分に実施できていないとされている。

7 市立の教育・保育施設における児童・生徒・教職員等を対象とした備蓄について

(1) 市立の保育所（認定こども園）における備蓄

「徳島市立保育所等災害時対応マニュアル」によると、保存が可能な給食食材を一定期間在庫できるように購入し、災害時に避難する場合や保育所内にとどまることとなった場合の児童や職員の応急的な備蓄用食材と

して活用することを基本としている。また、乳児用粉ミルクやおやつとして使用するお菓子を余分に購入し、緊急時の備蓄用として活用している。

なお、公的な備蓄品として、次のとおり、保存水、防災用哺乳瓶、クラッカー、防災シート等を各保育所（認定こども園）へ備蓄している。

【保育所（認定こども園）の備蓄品一覧】

保存水（ミルク用、避難ビル用）、防災用哺乳瓶、カセットコンロ（ガスセット）、粉ミルク（アレルギー用）、クラッカー、乳幼児用防災ずきん、幼児用防災ずきん、職員用防災ずきん、防災シート、非常用持出袋、おんぶひも、懐中電灯、軍手、ラジオ、ウェットティッシュ、紙コップ
--

※保存水（ミルク用）、防災用哺乳瓶、カセットコンロ、粉ミルク（アレルギー用）については、乳児の受け入れを行っている保育所（認定こども園）のみ備蓄されている。

(2) 市立の幼稚園、小・中学校、高校における備蓄

児童生徒や教職員の備蓄については、学校（園）ごとの防災計画において、①PTA会費等により、学校単位で児童生徒や教職員用の備蓄を行う、②児童生徒や教職員が個人で最低限の備蓄を用意しておく、③避難拠点に指定されている学校（園）でそれに伴う備蓄を活用する、の3つの考え方のいずれかで整理されており、公的な備蓄はなされていない。

8 避難所における備蓄品の配布権限について

指定避難所となるコミュニティセンター等の指定管理者や小・中学校等の施設管理者には、備蓄品を配布する権限はなく、発災直後は、市職員または避難所ごとに立ち上げられた運営組織（地域主体）が、避難所の運営にあたることとなっており、備蓄品の配布についても、この運営組織が中心となり、市災害対策本部と連絡を取りながら、決定することとしている。

避難所に避難所運営協議会が形成された後は、避難所運営協議会、指定管理者や施設管理者、市職員等が参加する運営協議会議を開催し、備蓄品の配布基準や優先順位を決定することとしている。

9 市民への備蓄の啓発及び緊急時の情報発信について

地域防災計画では、市民に対する防災知識の普及啓発として、家庭における7日分以上の食料・飲料水の備蓄、非常持ち出し品の準備等について、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ることとしている。

防災訓練や防災研修の際には、パンフレット等を用い、家庭内備蓄品として1週間（7日）分以上の食料、生活用品を備えるよう呼びかけるほか、家庭での貯蔵方法に、日常的に消費する食品を多めに購入し、定期的に食べな

がら新しいものを買ひ足すことで、非常食を備蓄する「ローリングストック」の手法を紹介し、住民へ備蓄の協力を呼びかけている。

ホームページにおいても、市民に対し、家庭で7日分以上の食料及び飲料水の備蓄を行うよう勧め、同時に一次持ち出し品、二次持ち出し品、その他災害時に役立つ物資について、記事を掲載しているが、備蓄に関するページを見つけにくく、7日分以上の備蓄が必要であることがわかりにくい内容となっていた。

また、緊急時の情報発信については、発災時、ホームページの「緊急情報」や「もしものとき 消防・防災」の項目からリンクする「緊急・重要情報ポータルページ」において、避難情報の発令状況や避難所の開設状況等を確認することができる仕組みとなっている。指定避難所の備蓄については、アルファ化米、備蓄用パンなどの食料や飲料水、発電機やライトなどの防災資機材を備蓄しているという簡易な情報はホームページで確認できたが、地域防災計画に記載されている避難所ごとの備蓄品の種類や数量など、詳しい備蓄情報の確認はできなかった。

10 物資調達・輸送調整等支援システムについて

国は令和2年度から、国、都道府県、市町村の三者がリアルタイムで物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を行うことを目的とした物資調達・輸送調整等支援システム（以下「本システム」という。）を運用しており、令和2年7月豪雨では、本システム等を活用し、熊本県に対し約137万点の物資支援を実施した。

本市では、本システムを用いた訓練を実施しており、大規模災害時の速やかな物資支援のための準備に努めているが、施設ごとの備蓄品目、備蓄数量については、ミルクなど一部の備蓄物資の入力ができていなかった。

なお、国等から輸送される支援物資については、徳島県が徳島市内の地域内物資輸送拠点（原則として市立体育館及び中央卸売市場）へ配送することとなっている。

第9 監査意見（むすび）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多数の被災者が長期にわたり避難所で生活し、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったことなどが課題となった。

このような課題を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難所における生活環境の整備等に関する規定が設けられ、市町村等にも、避難所における食料等の生活関連物資の確保等、被災者の良好な生活環境の整備に努めることが求められることとなった。

また、さらに近年では、新型コロナウイルス感染症への対応や、女性の視点を踏まえた避難所運営など様々な課題があり、事前に適切な対策を検討することが必要となっている。

このような新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する備蓄品や高齢者等の配慮を要する者に対する備蓄品の整備について、本市は、概ね適切に対策がとられていたといえる。

一方、前述の現地調査結果に記載のとおり、備蓄品の管理や備蓄場所等の表示において一部改善を要する事例が見受けられた。また、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力や市民への備蓄の啓発、職員の備蓄や教育施設における備蓄に対する対策についても課題が見受けられた。担当課におかれては、備蓄品が有効に、迅速に、適切に活用され、災害時の市民の生活環境の向上に資するよう、次に示す事項について検討し、改善に取り組まれることを望むものである。

1 避難所の備蓄情報の開示について

住民が、自分や家族が避難すると決めている避難所に、どのような備蓄がどれくらいあるのかといった情報を事前に得ることができれば、その情報に基づき、家庭での備蓄を検討し、個々の家族の形態や状況に応じた備蓄品を自ら考え準備することも可能である。発災時においても、備蓄に関する情報を基に、ある程度見通しを立てることもでき、住民の不安解消や避難所での混乱回避につながるものと考えられる。

各指定避難所の備蓄品の詳細な種類や数量については、誰もが容易に確認できるよう、ホームページ等でわかりやすく公表することや、防災訓練や防災研修時に、パンフレット等で情報発信を行う、広報紙を利用するなど、平時から避難所の備蓄について多様なツールによる情報開示に努められたい。

2 備蓄品の適切な管理について

(1) 備蓄品の定期的な点検

市立の小・中・高校における備蓄品については、市は定期的な数量の点検を行っているが、コミュニティセンター等における備蓄品については、地域の自主防災組織も備蓄倉庫や備蓄品を利用するため、定期的な数量の点検を行っていないとのことであった。正確な備蓄情報を開示するためにもコミュニティセンター等の備蓄品の管理に関して、自主防災組織や施設管理者と役割分担や管理方法に関する考え方を整理され、定期的な点検を実施するよう努められたい。

(2) 備蓄場所や備蓄品の適切でわかりやすい表示

現地調査を行った結果、保管スペースを十分に確保できない等の事情により、学校備品や自主防災組織の備品を同じ場所に保管しており、備蓄品

かどうかの判別が難しいものがあった。また、入り口やドアに備蓄場所とわかる表示がない保管場所や、施設内の数か所に備蓄品が保管されているが配置図等がない、リストに記載されている場所と実際の保管場所が異なるなど、発災時に迅速に備蓄品を確保し、使用することが難しいと感じられた。

災害時には、原則、市職員が避難所の開設を行うこととなっているが、市職員も被災する可能性があり、避難所の開設や運営には地域住民の協力が不可欠となる。こうしたことから、避難所に参集した誰もがわかる防災倉庫の表示や、実際の保管場所とリストとの整合性は重要であるため、適宜、リストとの整合性について確認されたい。

また、備蓄場所に備蓄品以外のものが混在している場合、備蓄品かどうかの判別が難しいため、備蓄品を誰にでも容易に区別できるよう、備蓄品の表示の工夫や配置図の整備など、適切な対応を検討されたい。

3 職員を対象とした備蓄について

職員を対象とした備蓄については、全庁的な対策は実施されておらず、災害時に職員が非常時優先業務に従事できないことが懸念される。

職員は、発災後、災害応急対策業務や復旧・復興業務等の非常時優先業務に従事すべきであり、その責務は重大である。職員が、円滑、迅速に職務につくことができるよう職員を対象とした職場での備蓄について、公的備蓄による対応、または、職員自ら備蓄を行うよう周知徹底を図るなど、適切な対応方針を「徳島市業務継続計画」に明記され、職員に対し周知されたい。

4 教育施設における備蓄について

災害発生時には、児童生徒は、保護者に引き渡すことを基本としているものの、一定割合の児童生徒、教職員が学校でとどまり帰宅困難になることも想定されることから、教育委員会は、学校（園）ごとの備蓄数や備蓄の種類について調査・把握し、被害想定や帰宅困難者の数に応じた備蓄がなされているか検証するほか、指定避難所の備蓄を活用する場合に備え、平時のうちに、市や学校、地域の自主防災組織等と災害時の備蓄品の活用に関する協議を行っておくなどの対応を検討されたい。

5 流通備蓄の確保（物資調達・輸送調整等支援システムの活用）について

本市においては、発災後すぐに必要となる食料や飲料水の備蓄数量は、現物備蓄だけでなく民間事業者との協定締結による流通備蓄を含め、目標を確保できるとのことであるが、大規模災害時には、交通インフラ等が被災し物流・流通機能が停止すること、また、民間事業者が被災し、その対応が困難になること等から、必要な物資が不足することも想定されるため、流通備蓄については、必要量が確保できるよう、協定締結事業者とその供給方法や手

段、災害時の連絡体制等について取り決めをしておくなど、事前に十分な対策を実施されたい。

また、平時から物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各避難所の備蓄量について正確に入力を行うなど、避難所や備蓄品の管理を適切に行われるよう努められたい。

さらに、本システム等を活用した国等からの支援物資を、市の地域内物資輸送拠点から各避難所まで確実に輸送できるよう、輸送計画の策定についても、あわせて検討されたい。

6 家庭における備蓄の周知徹底について

地域防災計画では、備蓄の基本方針として、市民に対し、最低7日分以上の飲料水、食料の備蓄及び非常持ち出し品等の準備を周知徹底することとされているが、令和3年度徳島県地震・津波県民意識調査（徳島県実施）によると、7日分以上の食料備蓄を行っている県民は8.6%である一方、食料備蓄を全く行っていない県民は24.2%であり、十分な周知が図られているとはいえない状況である。

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、平時から必要なものを家庭で自ら備蓄しておくことは重要であり、市は、市民の備蓄意識を高めるため、家庭での備蓄について、さらなる啓発に努められたい。

(資料1) 指定避難所及び主な備蓄品等

No.	施設名	収容人数	主な備蓄品		
			食料(食)	飲料水(本)	毛布(枚)
1	内町コミュニティセンター	75	300	168	55
2	佐古コミュニティセンター	137	100	120	20
3	西富田コミュニティセンター	106	350	360	210
4	東富田コミュニティセンター	86	250	240	10
5	昭和コミュニティセンター	181	250	240	25
6	渭東コミュニティセンター	180	250	120	25
7	住吉・城東コミュニティセンター	107	250	216	30
8	渭北コミュニティセンター	166	200	240	65
9	加茂コミュニティセンター	176	200	240	10
10	加茂名コミュニティセンター	214	150	168	20
11	津田コミュニティセンター	196	250	120	15
12	沖洲コミュニティセンター	224	200	192	30
13	八万コミュニティセンター	420	250	240	58
14	八万中央コミュニティセンター	189	200	120	50
15	多家良中央コミュニティセンター	95	100	120	30
16	丈六コミュニティセンター	352	200	240	34
17	勝占中部コミュニティセンター	134	200	240	35
18	勝占東部コミュニティセンター	90	200	240	115
19	一宮コミュニティセンター	90	200	240	20
20	上八万コミュニティセンター	115	200	240	110
21	不動コミュニティセンター	70	250	240	107
22	入田コミュニティセンター	91	200	240	61
23	川内町民会館	219	100	120	27
24	応神コミュニティセンター	111	400	384	112
25	国府コミュニティセンター	124	450	120	47
26	南井上コミュニティセンター	132	250	240	50
27	北井上コミュニティセンター	150	250	192	52
28	新町小学校	298	900	864	2,230
29	内町小学校	282	1,000	1,056	430
30	佐古小学校	379	1,700	1,632	730
31	富田小学校	342	1,200	1,200	730
32	昭和小学校	283	1,200	1,152	730
33	福島小学校	407	1,500	1,656	730
34	城東小学校	390	1,300	1,296	730
35	助任小学校	398	1,450	1,464	430
36	千松小学校	449	1,750	1,704	1,330
37	加茂名南小学校	336	1,150	1,152	430
38	加茂名小学校	288	1,600	1,536	1,330
39	津田小学校	432	1,850	1,968	1,930
40	沖洲小学校	383	1,650	1,656	490
41	八万小学校	336	1,550	1,632	1,030
42	八万南小学校	278	2,100	2,112	1,630
43	宮井小学校	394	1,500	1,512	190
44	飯谷小学校	256	850	864	130
45	渋野小学校	261	1,850	1,800	190
46	論田小学校	348	1,200	1,032	1,030
47	大松小学校	348	1,400	1,368	1,030

No.	施設名	収容人数	主な備蓄品		
			食料(食)	飲料水(本)	毛布(枚)
48	方上小学校	260	750	744	130
49	上八万小学校	257	1,050	1,008	430
50	一宮小学校	270	1,000	960	210
51	不動小学校	224	750	744	730
52	入田小・中学校	258	1,000	936	430
53	川内北小学校	306	1,450	1,464	1,150
54	川内南小学校	347	1,050	1,056	550
55	応神小学校	322	1,100	1,104	1,330
56	国府小学校	299	1,050	1,296	250
57	北井上小学校	326	1,350	1,416	250
58	南井上小学校	276	1,100	1,152	370
59	富田中学校	644	1,900	1,944	600
60	城東中学校	668	2,000	2,016	1,200
61	徳島中学校	649	1,900	1,968	900
62	城西中学校	737	2,500	2,496	1,350
63	加茂名中学校	659	2,250	2,232	1,650
64	津田中学校	616	2,050	2,064	100
65	八万中学校	612	2,050	2,040	600
66	南部中学校	679	2,150	2,160	1,650
67	上八万中学校	259	850	864	330
68	不動中学校	253	850	864	390
69	川内中学校	320	1,000	960	900
70	応神中学校	300	1,000	1,008	990
71	国府中学校	459	1,550	1,560	750
72	北井上中学校	264	900	912	270
73	徳島市立高等学校	1,336	4,000	4,032	900
74	徳島県立中央武道館	579	1,950	1,944	0
75	徳島県立城東高等学校	1,118	3,750	3,768	0
76	徳島県郷土文化会館(あわぎんホール)	1,296	0	0	0
77	徳島県立徳島商業高等学校	607	1,800	1,824	0
78	徳島県立文学書道館	350	1,050	1,056	0
79	徳島県立城北高等学校	1,063	3,550	3,600	0
80	徳島県立徳島科学技術高等学校	726	1,600	1,200	0
81	徳島県立城ノ内中等教育学校・高等学校	1,004	0	0	0
82	徳島県立徳島中央高等学校	1,161	3,900	3,912	0
83	徳島県立城西高等学校	1,412	4,750	4,800	0
84	徳島県立徳島視覚支援学校・聴覚支援学校	362	1,200	1,200	0
85	徳島県立城南高等学校	1,124	3,750	3,744	0
86	徳島県立徳島北高等学校	1,033	3,500	3,504	0
87	徳島県立国府支援学校	245	850	840	0
88	鳴門教育大学附属中学校	297	900	912	0
89	鳴門教育大学附属小学校	302	850	888	0
90	徳島大学常三島体育館	927	2,850	2,808	0
91	四国大学	743	2,550	2,520	0
合計		37,067	112,300	111,816	37,313

※食料の備蓄数量はパンとアルファ化米を合わせたもの。

※飲料水は、ペットボトル(500ml/本)。

(資料2) 現地調査結果の詳細

ア 内町コミュニティセンター

- ・「防災倉庫」と分かりやすく表示されていた。(写真1)
- ・1階備蓄倉庫内の通路に備蓄品が置かれており、他の備蓄品を含めて搬出に支障がある状態であった。(写真2)
- ・地震自動開錠かぎ保管庫の前に自転車が駐輪されていた。(写真3)
- ・備蓄品以外の物品を保管しているものの、配置図が備え付けられていなかった。
- ・定期点検が実施されておらず、実査記録がなかった。
- ・管理簿上では2階ラウンジが備蓄場所と記載されているものの、実際は3階であった。



(写真1)



(写真2)



(写真3)

イ 渭東コミュニティセンター

- ・施錠されていない場所に備蓄品が保管されていた。(写真4)
- ・物品名が見えない形で保管されている備蓄品があった。(写真5)
- ・2か所にわたり保管されている備蓄品があり、また、備蓄品以外の物品が保管されているものの、配置図が備え付けられていなかった。(写真4～6)
- ・管理簿に記載のない場所に保管されている備蓄品があった。
- ・定期点検が実施されておらず、実査記録がなかった。



(写真4)



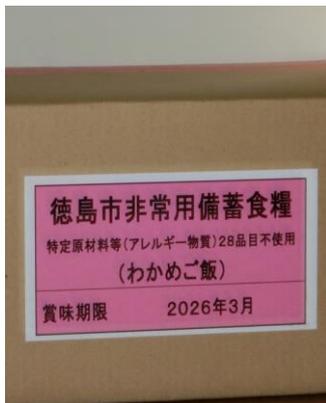
(写真5)



(写真6)

ウ 福島小学校

- ・食料物資の箱には、賞味期限・アレルギー物質などについて分かりやすく表示されていた。(写真7)
- ・備蓄場所内に備蓄品以外の物品を保管しているものの、配置図が備え付けられていなかった。(写真8)
- ・「備蓄倉庫」といった備蓄場所である表示がなかった。



(写真7)



(写真8)

エ 津田小学校

- ・「備蓄倉庫」と分かりやすく表示されていた。(写真9)
- ・管理簿上では資機材の備蓄場所は屋外の防災倉庫となっているものの、防災倉庫に備蓄品はなかった。(写真10)
- ・感染症対策物品は備蓄されていたものの(写真11～12)、アルコール手指消毒液に使用期限の記載がなかった。(写真13)
- ・備え付けの備蓄品のリストが更新されていなかった。(写真14)
- ・避難所開設キットが備蓄倉庫入口付近ではなく部屋奥に保管されていた。
- ・災害対策として、備蓄品は上層階に保管されていた。



(写真9)



(写真10)



(写真 11)



(写真 12)



(写真 13)



(写真 14)

オ 徳島市立高等学校

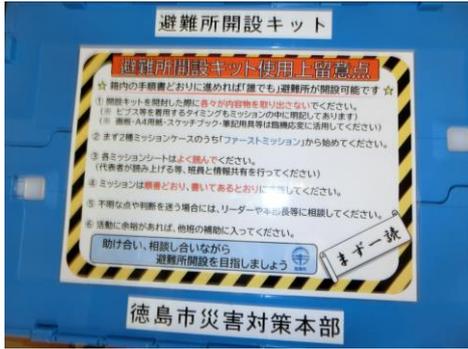
- ・ワンタッチパーティションtentなどの備蓄品は整然と保管されており、備蓄場所内に目立った汚れもなく、衛生的な状態であった。(写真 15～16)
- ・避難所開設キットは、備蓄倉庫の入り口付近に保管できていた。(写真 17～18)



(写真 15)



(写真 16)



(写真 17)



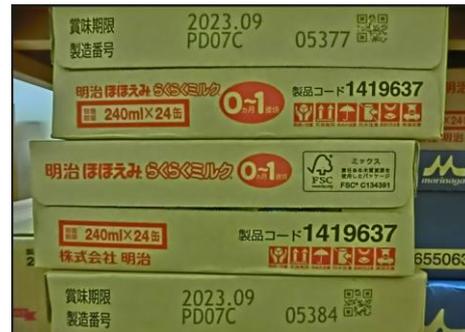
(写真 18)

カ ふれあい健康館

- ・アレルギー対応粉ミルク、液体ミルクなどの備蓄品は棚に整然と保管されており、備蓄場所内に目立った汚れもなく、衛生的な管理状態であった。(写真 19～22)
- ・哺乳瓶と哺乳瓶の洗浄剤の使用期限が切れていた。(写真 23～25)
- ・備蓄場所内に備蓄品以外の物品を保管しているものの、配置図が備え付けられていなかった。(写真 26)
- ・「備蓄倉庫」といった備蓄場所である表示がなかった。



(写真 19)



(写真 20)



(写真 21)



(写真 22)

品名	防災用 哺乳瓶	
型式	<input type="checkbox"/> BO-100SAI 100ml	
	<input checked="" type="checkbox"/> BO-200SAI 200ml	
内容	哺乳瓶	10本/袋 × 5袋 (キャップ付)
	乳首	10ヶ/袋 × 5袋
材質	哺乳瓶・ キャップ	ポリプロピレン
	乳首	シリコーンゴム
有効期限	製造日より3年間	

(写真 23)



(写真 24)



(写真 25)



(写真 26)